

中国沿岸部・江蘇省における日系企業経営諸問題
(税務・会計) についての調査報告書

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

2007年3月

財団法人日中経済協会
加施徳諮詢(上海)有限公司



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。



<http://keirin.jp>

相談テーマ：個人所得税確定申告(自行納税申報)について

Q . 個人所得税について、今年から特別に確定申告を行う必要があるのか。

A . 蘇州にはもともと確定申告の制度があるが、それに今年から新しい制度が追加された。規定どおりに申告するべきである。新制度は資料提出要求であり、これによって納税しなければならないというわけではない。

相談テーマ：原材料の海外調達と増値税の取り扱い

Q . 今まで国内調達国内売りを行ってきたが、今後、海外調達海外売りも手掛ける予定であり、原材料の約半分を海外から調達する。以上につき、増値税の扱いを含めて特に留意すべきことはあるか。

A . このスキームで注意すべき点は、国内仕入れの内、国内売りに使用する原材料の数量、金額と輸出用に使用する原材料の数量、金額の区分を明確にすることが重要である。輸出貨物の控除できない仕入額は、実際額が明確でない場合には、以下の公式によって計算される。

輸出貨物の控除できない仕入税額	=	当月全 部の仕 入税額	×	$\frac{\text{当月の輸出貨物販売額}}{\text{当月すべての販売額}}$
-----------------	---	-------------------	---	--

よって、国内仕入れの原材料を使用した製品について実際の輸出比率は少ないにもかかわらず、上記公式によって実際よりも多くの仕入控除不可能税額が生じるということになりかねない。倉庫を分ける必要はないが、数量をきちんと把握することが肝要である。

相談テーマ：華南地区と華東地区間の取引経路と増値税の扱いについて

Q . 香港商社が広州工場に原材料を提供し、部材の前加工を広州工場にて行うという来料加工を行っている。広州工場は全くの別会社であり、製品の所有権は香港商社にある。その後、部材を一旦香港商社へ戻してから蘇州物流園区内の会社へ輸送する手段を採っているが、できれば広州工場から直接蘇州へ運びたい。そこで、広州工場から蘇州物流中心へ運ぶという方法に問題点はあるか。また、単純に関税と輸送費の比較の結果、経路を選択するというのは正しいのか。

A . 確かにこの来料加工において部材の所有権は香港にあるため、広州工場から蘇州物流園区内の会社へ直接販売することは不可能である。広州工場から蘇州物流中心に直接輸送するとしても、一貫して問題になるのは、委託加工に係る決済である。華南は香港での決済が可能だが、華東での例は聞いたことが無い。蘇州物流中心の税関への交渉によりこのスキームの可否が決まる。また、輸送費についての注意点は、広州から蘇州へ部材を運ぶ際、保税輸送であるため税関の専用車を使用しなければならず、一般車輛に比べ若干コストがかかる点である。

相談テーマ：物流園区使用の可否について

Q . 大連で保税加工した製品を上海の物流園区に搬送する、又は製品を直接当社が保税のまま購買することについて問題はないか。

A . 前者について理論的には 100% 可能である。しかし、以前ある上海の会社が、上海から大連の物流中心へ貨物を搬送しようとしたところ、大連の税関が許可しなかったという例がある。後者についても問題はない。

相談テーマ：大連地区と華東地区間の取引経路と増値税の扱いについて

Q . 大連の保税区の加工会社から部品を購入している。その加工会社は、日本から原材料を購入し、加工後に出た切削滓を再度日本に売り渡すか又は国内業者に売り渡している。しかし、その切削滓につき、保税取引は 6%、一般貿易は 15% の増値税を徴収されることとなった。そこで、今までの一般貿易を保税取引にするべく、切削滓を大連から蘇州物流中心へ搬送し、当社が買い取り国内業者へ売り渡すことを考えている。このスキームにつき専門家の見解を伺いたい。

A . 日本から保税で輸入したものを、そのまま保税で輸出するのに、増値税を徴収するのは妥当でない。製品が御社に留まっている時点までは保税であるが、国内業者に売り渡す際、輸入関税が発生する。

相談テーマ：輸出加工について

Q . 日本の本社が輸出加工を行っており、保税区内にある杭州の加工会社に原材料を提供し、杭州の会社は、その一次加工を、輸出加工区・保税區以外の地域にある上海のメーカーに委託している。しかし、杭州の税関より、今後輸出加工区・保税區以外のメーカーに一次加工を委託してはいけないという通告を受けた。そこで、上海外高橋にある加工業者に、裁断を委託することになった。日本本社から直接外高橋に輸出し、

一次加工後に再度日本本社へ戻し、その後本社から杭州の加工会社へ輸出するという経路である。しかし、コストがかかってしまい採算がとれない。なにか良いアドバイスはないか。

- A . 輸出加工区は、本来、その中で加工を完結することになっており、一部工程を外に出すことは想定していない。対策としては、銀行保証金を積むということが考えられるが、杭州税関と交渉する必要がある。

B 社

相談テーマ：増資に関わる免税の可否

Q . プロジェクトにつき奨励類の認定を受けているが、奨励類の対象となっている製品を実際に製造しない設備は、免税対象とならないのか。

- A . 企業が奨励類となるのではなく、企業の個々のプロジェクトについての奨励類であるので、奨励類プロジェクトに直接関わらない輸入設備に関しては免税対象とならない。

相談テーマ：技術移転契約の登記について

Q . 技術移転契約の申請を行ったが、受理の可否が現在定かでない。受理されないということはあるのか。

- A . 法律上ではすでに届出制となっているが、蘇州では未だに認可制の名残があるという認識である。よって、届け出たものの受理されないという場合は、弁護士とともに出向き、法に基づいた意見を提起すれば問題ない。

相談テーマ：利益の再投資に関わる日本における納税義務

Q . 利益の再投資をすると日本で課税されるのか。

- A . 中国における利益の再投資とは、一旦株主に帰属した利益を個々の株主の意思によって再投資するということになっているため、受け取り配当として日本で課税されると

考えられる。しかし、外国税額控除があるので、日本における税金負担は起きない。

相談テーマ：副総経理の給与支給元について

Q．副総経理のひと月の給与の内半分を日本からの支給、残りの半分を中国での支給としている。その場合、日本の税務当局より日本支給分につき疑問を持たれないか。

A．日本の税務当局としては、当人は中国において役務提供しているのだから、当然中国において全額支給すべきだという観点である。

しかし、他の従業員との格差を考えると中国での全額支給は困難であるため、本社が差額補填をしているという説明で、認められる可能性もある。


また、日本の国税局と税務署レベルではニュアンスが若干異なっており、税務署レベルでは差額負担を認める内容の通達が出ていることから負担を容認する例が多いと聞いているが、国税局レベルでは、現地の子会社に利益が出ているのに本社が給与の差額を負担するのはおかしいという見解である。

C社

相談テーマ：投資資本回収について

Q．資本回収は、配当の他にどのような方法があるのか。

A．技術移転契約、取引利益による回収等の方法がある。

董事報酬として支払うことも可能であるが、 5千元までは所得税率が20%だがそれを超えると30%となってしまうため、あまり意味が無い。

Q．中国での配当には所得税が免除されると聞いたが如何か。

A．配当についての中国で源泉聴取されるはずの所得税は免除される。また、中国では様々な優遇税制があるため、中国で免除を受けた税額についても日本で外国税額控除を適用できる可能性がある。みなし直接外国税額とみなし間接外国税額に留意されたい。

Q．資本回収に際し、技術移転契約の登記を行うと、契約解除が困難となり、また中国現地法人の業績が悪化したため契約解除したいという理由であると、税務当局よりこれまでの行為が技術移転ではなく寄付であったのではないかと理解される可能性があるかと

聞いたが如何か。

A . 契約の解除が困難となることはない。また、技術移転契約は届け出なければ外貨送金が行えないため、契約内容を登記しなければならない。

また契約解除の際、赤字を理由として支払いを停止するのは難しく、日本側の技術が必要なくなったためとするのが妥当と思われる。

Q . 当初、日本の材料を中国へ輸出する窓口として資本参加してもらった日本会社について、日本側からの材料輸出が不可能となり、今のところ何の機能も果たしていない。そのため、出資分の買い取りの方向で話しを進めたが、相手方もこちらの利益状況を把握しているため、同意を得られない。

そこで、何かしら配当しなくてもよい方法はないか。

A . 現在の状況からいうと、何の機能を果たしていても出資者であるため、配当する以上は、会社にも配当しなければならない。

相談テーマ：本社役員中国派遣に関わる派遣費用について

Q . 親会社の役員が中国に一時派遣された場合の派遣費用を、ロイヤリティ契約に盛り込もうと考えているが問題はないか。派遣費用は、役員個人に支払われるのではなく親会社に支払われる。役員は、主に現地で経営指導、資金取り扱い等についての財務指導を行なう。

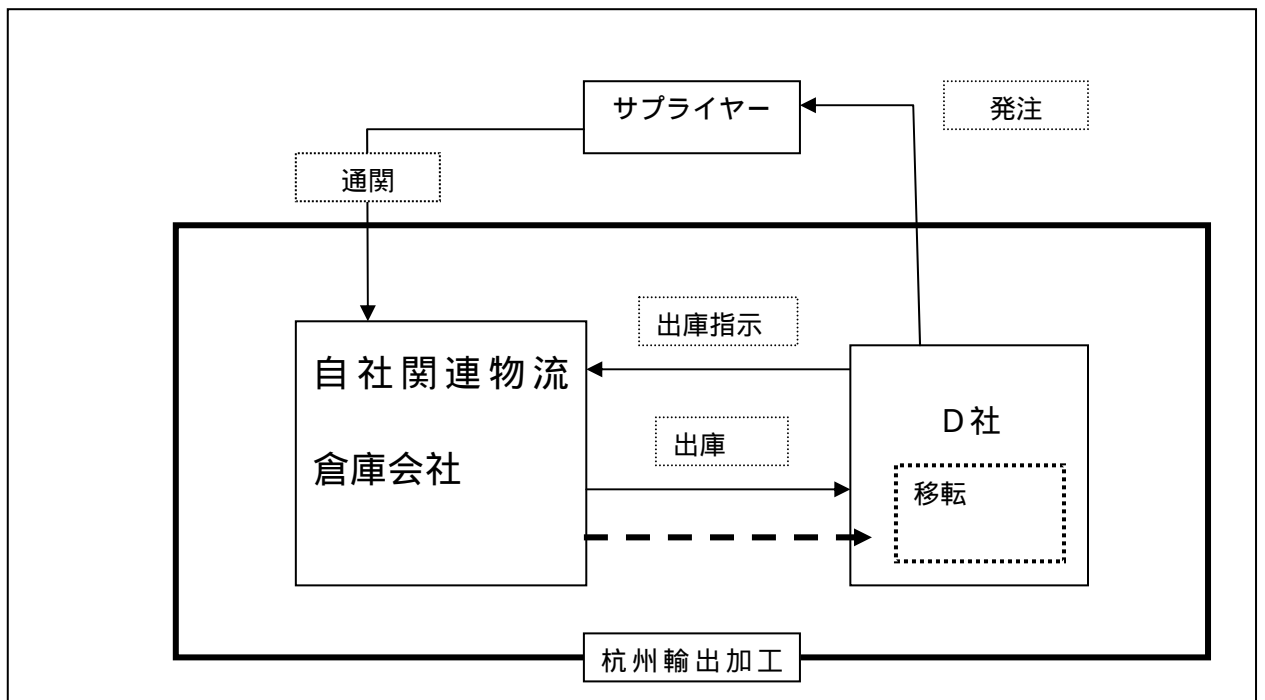
A . 派遣費用の送金を行うためには技術移転契約の登記を行わなければならない。ロイヤリティ契約とは技術移転契約であり、ここにいう技術とは、自然科学的な技術が想定されているため、御社親会社役員の経営指導又は財務指導は技術移転の範疇ではない。この内容では、技術移転には該当しないので、送金が難しい。契約中には、社長、役員とは記載せず、技術者としてのランクを設け記載するのがよいのではないか。

D社

相談テーマ： VMI の移転と管理に係わる問題

Q . 杭州輸出加工区内にある第三者に運用を委託している VMI (ベンダー・マネジメント・インベントリ) の倉庫を、同加工区内の別の場所にある自社構内の関連物流会社倉庫へ移転しようとしている。その目的は、倉庫を構内に取り込んで一体化を図り、在庫極小化、生産効率向上のためである。

当該移転に遵法上問題はないか。自社関連物流倉庫会社の倉庫に入れることについて PE に係わるリスクはないか。



A . このスキームの要点は、D社関連物流会社は、サプライヤーからの物を所有するのか、保管するのかという点である。税務局は、棚卸資産の移転が行われているのだから中国の所得にあたり、納税する必要あるとみなす可能性もある。交渉では、「D社関連物流会社は、あくまで保管であり、販売ではない」という点を主張し、理解を得ることが肝要である。

外貨管理、税務の各点をクリアにすることが必要である。

具体的観点：

- 1) D社関連物流会社に納入されたときの部材代金の支払い時期
- 2) 移転先の土地建物の所有者。D社がD社関連会社から借用している。
- 3) D社とD社関連物流倉庫会社間の情報共有状況。発注・在庫数がネットで閲覧可能である。
- 4) サプライヤーからD社関連物流会社への通関時の価格と同社からD社に搬入するときの価格差異の有無。月によっては前月に入った在庫が余り、出荷の際、当月の価

格にあわせるために差異が生じることもある。

Q . 倉庫の場所が変わっても独立代理人としての PE の認定には影響しないのではないか？

A . D社関連物流会社は、「日中租税条約」第5条第4項「恒久施設にふくまれないもの」のなかの「(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。」に該当し、所有ではなく保管に当たるのではないかと考えられる。しかし、所有権が移転するという点であれば、D社関連物流会社とD社間での売買に該当するので、この経済的実態について検討する必要がある。法律上の構成、例えば税関の管理上の所有者と民法通則上の所有者との関係についても検討する必要があるだろう。金額について言えば、取引がPE認定された場合には、PEに帰属する所得に対して課税される。

Q . 所有権を移転した場合のリスクと移転後のリスクは異なるか？

A . 同じである。移転してもよい。問題はないだろう。

その他、本スキームについては、仮通関の際の書類、インボイス変換の際の書類、海外へ輸出する際の通関書類など実際の通関などの書類をみて詳細に検討する必要がある。

E社

相談テーマ： 移転価格税制について

Q . 今年度より中国国内での製品販売を始めることを予定している。

販売の形態は、当社から北京にある100%日本出資である関連会社を通して販売を行う。日本本社又は世界各国へ販売する際は、日本本社出資の台湾の関連会社を通して販売を行う。事実上、北京の関連会社へ売る価格より台湾の関連会社へ売る価格のほうが安い。以上を前提として移転価格税制についてどのようなことに留意すべきか。

A . 税務当局が特に注目する点は、内外利益率である。中国の利益率が高く、海外の利益率が低い場合、指摘される可能性がある。北京の関連会社と台湾の関連会社の内外価格差分析を行うとよい。

北京の関連会社へ売る価格より台湾の関連会社へ売る価格のほうが安いというのは、

税務当局が大いに注目する点である。関連企業間取引が第三者の価格に基づくようにするのが移転価格税制の考え方であり、台湾の会社が関連会社であるから安く売るとするのは合理的理由ではない。北京の関連会社に売る際、本来は台湾の関連会社が担う機能をE社が果たしているという主張が合理的である。コストと機能によって価格設定が異なってくる。また、市場の影響を受けるということもある。それらの点を合理的に説明ができることが大事である。

相談テーマ： 各項目に係る増値税のしくみについて

Q . 還付額の計算はどのようにするのか。

A . 例：国内販売 40 元、社内管理費（工賃・管理費）20 元、販売価格 100 元、保稅材料 20 元とした場合の還付額は、次のとおり。

国内販売分 $40 \times 17\% = 6.8$ 元

社内管理費 $20 \times 17\% = 3.4$ 元

本来の還付額 $= 6.8 + 3.4 = 10.2$

還付される仕入増値税 $=$ 本来還付額 $-$ （売値 $-$ 保稅材料） \times （ $0.17 - 0.13$ ）

$= 10.2 - (100 - 20) \times (0.17 - 0.13)$

$= 7$

相談テーマ： 駐在員の個人所得税について

Q . 中国駐在期間に支給されたボーナスについてどのように納税するのか。

A . ボーナスの対象期間により納税額が区分される。例えば、6月のボーナスは支給対象期間が10月1日～3月31日までであれば、6月に中国赴任となった場合、支給されたボーナスは日本滞在勤務期間に基づくものである。よって、当該ボーナスは日本国内源泉所得であるから中国では課税されない。また、赴任以前にボーナス対象期間において何度か中国に出張した、という場合は、中国滞在期間のみ中国で課税される。反対に、日本に帰任となった場合のボーナスは、中国赴任期間がボーナス対象期間に含まれているため、中国で課税される。帰任に伴い日本の居住者となるため日本でも課税されるが、外国税額控除を活用すれば二重課税とならない。

Q . 中国に赴任し五年以上となると、個人所得税上何か変化があるのか。

A . 国外における副収入、退職金等が、全て中国にて課税される。居住五年とは暦年で五年連続しての居住をいい、その間暦年1年間に1回で30日を超える出国又は累計で90日を超える出国をした場合、翌年から起算を再開する。

相談テーマ：現地(中国)居住五年以上の個人所得税徴収の変化について

Q . 現地に居住して五年を超えた場合、個人所得税徴収内容に変化があると聞いたが、具体的にどのような変化なのか。

A . 中国に居住して五年を超えた場合には、中国国外源泉所得も含めて中国で納税しなければならない。

給与所得は、元から役務の提供地に基づいての認定であるから日本で給与を支払っていても中国で働く限りは中国の所得であると考えられる。また、居住五年未満の場合、国外における家の賃貸、株の売買等による副収入は中国国外源泉所得であるため申告の必要がない。しかし、居住五年を超えるとこれらの副収入を含め全てを中国にて申告しなければならない。

居住五年とは暦年で五年間連続しての居住をいい、その間暦年 1 年間に 1 回で 30 日を超える出国又は累計で 90 日を超える出国をした場合、その時点で翌年から再度起算を開始する。

相談テーマ：役員報酬に関わる納税義務地について

Q . 現在、中国にて勤務しているが、日本で役員も務めている。日本には 1 年間に 6 週間ほど滞在する。得た所得についての税金は、全て中国で納税している。

ところが、日本の国税局が私の所得に関わる税金は日本で納税されるべきだということで、3 年半分の税金を本社に課税した。よって、中国にて支払った税金を返却してもらおうべく申請を行ったが、同意は得られたものの未だ返却がなされていない。どのような手段を講ずればよいか。

A . 日本の国税局の判断が不当である。

総経理は中国にて勤務しており、得た所得はそのほとんどが給与所得部分であると考えられる。給与所得は役務提供地に基づくため、中国側の課税は正当である。

また、今後は日本の役員報酬と中国勤務についての報酬の内訳を明確にするとよい。

相談テーマ：技術移転料について

- Q . 現地法人と本社間で、技術移転契約を交わしているが、日本の税務当局から本社が現地法人についての技術移転料を受取っていない点について指摘を受けた。現地法人としては、財務事情から今のところは支払わず、去年及び今年分は内部留保としたい。これは可能であるか。
- A . 技術移転料を支払うという契約があるのならば、支払わなければならない。しかし当事者間合意の上で支払いを延期することもできる。

相談テーマ：配当について

- Q . 本社が現地法人の利益を得る最も良い方法は何か。
- A . 租税負担が一番少ない方法である配当が良い。
- Q . 配当に関する外国税額控除のメカニズムを知りたい。
- A . まず、配当には 20%の税金が源泉徴収されるが中国においては外国投資奨励のために免除される（みなし直接税額控除）。また、御社は 2 免 3 減の期間であるので 33%の企業所得税も免除されている（みなし間接税額控除）。日本での配当に係る実効税率は 40%である。
- 外国税額控除とは、本来中国で収めているはずの上述税額を二重課税防止のため、日本での課税は控除するという趣旨である。御社の例においては中国にて免税されており、中国における免税優遇の意味を保つため、日本にてみなし直接税額とみなし間接税額として控除を受けることができる。

相談テーマ：増値税還付の仕組みについて

- Q . なぜ還付してもらえるのか。還付の仕組みを知りたい。
- 例を挙げると、現在、国内原材料調達し、輸出する一般輸出と 進料加工で、物流園区を通して国内企業に外貨建てで販売するという二つの輸出形態をとっている。では 4.9%還付され、では 11%戻ってくるが販売時点で 6%増値税がかかっている。
- A . 輸出するときには、仕入税額は還付し、増値税は免税というのが基本的システムであ

る。物流園区に入れるときに6%課税されるのはおかしな話であるが、物流園区から国内へ行くこともあるかもしれないので、保証金の意味で取っているものと思われる。仕入税額は還付されるが、国内販売がある場合には、その売上税額から控除され、売上税額 - 仕入税額がマイナスになる場合に還付される。

相談テーマ：輸入設備の免税について

Q . 輸入設備は増値税の免税を受けられるのか。去年、印刷機とフォークリフトを購入した。

A . 外商投資産業指導目録というリストがあり、自社の製造する製品が当該目録に記載されていなければ、設備輸入の免税は受けられない。リストには包装印刷類は記載されているか否か外商投資産業指導目録 2002 年版を参考にされるとよい。

相談テーマ：経営範囲について

Q . 現在のプラスチック加工業に加え縫製業を営むということは可能なのか。

A . 追加投資について指摘があるかもしれないが、製造品目追加手続きをとれば法律上は可能である。しかし、電子部品と縫製業は外商投資企業には認められない可能性がある。中国では社会主義経済体制の名残から経営範囲管理が実施されているが、類似の製品は認可は容易であるが、全く異なる業種・製品の認可は今の時点では難しいと考えられる。

相談テーマ：分公司の設立について

Q . 分公司又は連絡事務所を深圳又は東莞に設立したいが他社の状況は如何か。

A . 工場が分公司を設立するという例は少なく、一般的に新規に会社を設立する例が多い。連絡事務所は営業活動を行わないのであれば設立は可能である。分公司は、設立した地元の収入にはならないため地元にとっては利益がない。各地場での投資誘致競争も存在するため、新規に会社を設立したほうが様々な優遇措置を受けられる可能性がある。日本から直接投資を受けずとも、御社の董事会の決議を経て本主に配当されるべき資金を本主による利益の再投資として新会社設立に当てることができる。

Q . 一般に分公司とはどのような役割を果たすのか。また、税収上何か特別な扱いはあるのか。

- A . 分公司は営業拠点としての機能が一般的であり、増値税の扱いが少々複雑である。例えば、分公司で発票を切る、又は分公司で集金を行うことがなければ総公司以総括して納税を行うといったことが挙げられる。

H社

相談テーマ：保税區、物流園區、物流中心について

Q . 保税區、物流園區及び物流中心について知りたい。

- A . 保税區は、税関貨物、外貨管理及び増値税の扱いに関して外国と同等の扱いである。しかし、一旦輸出として増値税の還付を受けて入った貨物がそのまま国内に出戻る可能性があるため、保税區に貨物が入った時点では増値税還付は行わず、実際に保税區から輸出された時点で還付が行われる。物流園區は上海の外高橋保税區に併設されているもので、その他の港と連動していない地区は「物流中心」と呼ばれる。これらは保税區に隣接して存在し、区内にて製造活動が行われなため、搬入された貨物の管理が行い易くなる。よって、区内に貨物が入った時点で増値税還付を行うことができる。また、物流園區及び物流中心は、香港の機能を中国の内陸で果たすことができることに意義がある。例えば委託加工の決済や、保税の輸出入、A社とB社間の取引を物流園區又は物流中心を通すことにより日本本社が値差を取得することも可能である。

Q . 中国国内の貨物が現在自社倉庫にあるが、これらの貨物を出荷のたびに保税區へ持っていくのではなく、すべて物流園區内に入れてしまえば増値税に係る還付は早いということか。貨物を搬入する場合どのような形態をとるのか。

- A . 還付は物流園區内に入れた時点で行われるので確かに保税區よりは早い。物流園區には物流会社しか存在せず、自社倉庫も持たないため、物流会社に貨物を売るか外国会社に貨物を売るという形態になる。

Q . 主に輸出を行っているが、工場も手掛けているため輸入も行っている。ある商社からロシアの原材料を安く仕入れており、今まではロシアから中国国内に入り加工され、直接買い取っていたが、相手方商社の事情により加工されたものを一旦大連の物流園區に入れてから買い取る事となった。物流園區から出荷する際、進料加工手帳を取

得すれば免税で出荷できるときいた。このスキームは可能か。

- A . 可能である。ただし、その原材料が加工貿易が認められない品目に入っていないか確認する必要がある。

相談テーマ： 個人所得税について

Q . 中国に 183 日以上滞在する外国人については、自国で支給される給与についても中国で納税しなければならないと聞いたが、本社役員(社長)が董事長として中国に赴任した場合の個人所得税の取り扱いを知りたい。

- A . 役員ということを考慮に入れなければ、中国に 183 日以上滞在する外国人は中国支給給与、日本支給給与共に中国で納税するというのが原則である。つまり給与は勤務地で支給するということである。しかし、役員報酬については任命国で課税される。日本の国税局は“社長”に関しては全てを役員報酬とみなすため、中国に 183 日以上滞在したとしても日本で課税を行うべきという主張である。一方、中国の税務当局は、183 日以上の滞在中の勤務は中国現地での役務提供であり、そのために、日本で得た役員報酬の中には中国勤務分の課税対象給与が含まれると考え、課税を主張する可能性がある。対策としては、役員報酬を合理的に「役員報酬」と「給与」に分けることである。給与部分は、中国と日本での支給分を勤務地である中国で納付し、役員報酬は任命地である日本で納税する。給与と役員報酬分を分けることによって給与の税率を低く抑えることができる。

I 社

相談テーマ： 移転価格税制について

Q . 無錫で 3 年連続赤字の会社が移転価格税制の調査対象になるとの噂を聞いたが、どのような対応と備えをするべきか。

具体的状況は、以下のとおり。

加工工場である I 社から中国国内販売会社への販売価格は、材料費 + 加工費 + 利益 + 設計費、一方本社向けは、設計費を載せていない。

中国国内販売会社は利益がでていないが、I 社は利益が出ていない状況である。

- A . 赤字企業が調査対象になるというのは、「関連企業間取引税務管理規定」第 12 条第 3 項の「長期的赤字(連続 2 年以上)」というのが選択原則の法令根拠である。対象にな

るのは主として大企業が主であるが、件数ノルマ達成のために調査対象範囲が拡大することもあるようである。また、中国で事業展開しているグループ企業も対象になりやすい。移転価格税制では、現地法人から本社へ売上、内外価格差、特に内外販売利益の差、仕入に対する管理費の上乗せの3つに着目される。操業目標生産量と内外価格差を税務局にどう説明するかという点が肝要である。文書化規定については、法案が出る予定であるようだが未だ公布されていない。考えられるのは、事実関係の確認と立証で、例えば過去10年間の取引に関する資料の作成などが求められるものと思われる。

相談テーマ： IFRS 会計基準への適合

Q . 中国の売上計上基準を IFRS に適合し、本社と合わせるよう言われている。現在中国法人では、納入後、顧客の検品合格してから発票発行され売上となる。このやり方を変更することは可能か？

A . 連結調整事項として連結の際、調整する。中国では発票主義が根強く、物が来ても発票が来ていないので計上しないといった状況がよく起こっているが、原価計算が狂ってきてしまうので、仮伝票を切り、発票が来てからそれを取り消して正式の伝票を発行するという作業を、売りと仕入の両方で、月々行ったほうがよいだろう。

J 社

相談テーマ： 延払いの金利について

Q . 2004 年に設備を日本から輸入した。代金は 6 ヶ月(180 日)据置きで支払うとし、6 ヶ月を過ぎた場合は金利を支払うとした。しかし実際のところ売上が少なく代金を支払えない状況であるため、本社に代金金額を借り、余裕が出たところで金利を支払うこととなった。

今年に入り本社への金利支払いのため、無錫の外貨管理局へ外貨送金について問い合わせたところ、2005 年 12 月以降に輸入した貨物の代金支払いについて規定した 2005 年 74 号文献を提起され、当該文献が公布される以前は“金利”という概念が存在しておらず、本社と締結した延べ払いについての契約は無効であるという主張を受けた。その後、外貨管理局には違約金の名義で契約しなせば、送金を許可されると言われたが、日本の国税局から、契約中明らかに金利であるものを違約金とするのは脱税に当たると指摘された。そこで双方への対策として 2 種の契約書を作成することで落ち着いたが、果たして無錫外貨管理局の言い分は筋が通っているのか専門家の見解を聞

きたい。

- A . 延べ払いに金利がないというのは理解しかねる。しかし、外貨管理局がそのように主張しているのであれば我々も従わざるを得ない。

K社

相談テーマ：個人所得税について

- Q . 中国の個人所得税は日本の給与所得と併せて申告しなければならないと聞いたが具体的に知りたい。

- A . 中国にて勤務する限り、支給が中国であっても日本であっても全額中国にて申告納税するというのが原則である。日本支給給与の中国課税対象基準は、中国において 183 日以上滞在したか否かである。日中間を頻繁に往来するような勤務状態であれば、日本における支給分は日数按分で日本滞在分は日本課税となり中国滞在分は中国課税となる。

L社

相談テーマ：製品問題の責任に係る送金について

- Q . 製品について開発設計段階で発生した問題に係る費用責任は日本側が負い、生産段階で発生した費用責任については中国側で負う契約を締結している。

現在、日本の責任負担分である費用が累積しており、早期に送金を受けたい。

以上を前提として、送金を滞りなく行うことに問題はないだろうか。

- A . 送金を受ける側である御社は、外貨管理局へ非貿易外貨の送金を受ける旨を通知すれば問題ない。日本の会社は送金する側として、日本の税務局当局より契約内容の調査や事実認定等の要求がある可能性がある。

相談テーマ：日本製品のアフターサービス費用について

- Q . 日本で製造された完成品を中国へ直接販売している。当社は当該製品のアフターサービスを請け負っており、サービス費用については日本側から受取りたいが、これは可能であるか。

A . 契約締結すれば可能である。また、日本側から受取る対価の妥当性を証明する文書等が必要である。

相談テーマ：製造費用の先払いについて

Q . 現在日本向けに、中国国内で生産調達した部品の供給事業を行っている。部品の生産工程で必要となる“型”については、型を制作するための費用を事前に受取りたいが可能であるか。

A . ふつうはこれらの費用は部品の売価に折り込むものであるが、別途受け取る場合は物の輸出通関による引渡しが無いため制作費の名目で非貿易取引として送金を受ける例もある。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION